

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和7年1月23日（木）

支出負担行為担当官
関東信越厚生局長 武田 康久

1 概要及び日程等

(1) 調達件名及び数量

フーリエ変換赤外分光光度計一式賃貸借

(2) 履行期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日

(3) 履行場所

仕様書による。

(4) 契約方法

一般競争入札（最低価格落札方式）

(5) 入札説明書の交付

この公告の日から競争参加資格確認関係書類等の提出期限までの間、電子調達システムにおいて交付する。電子調達システムを利用できない場合は、メール、郵送又は窓口にて交付するため、本公告2に連絡すること。

(6) 入札説明会の日時及び場所

実施しない。

質問等は、メール又は本公告2への持込みにて受け付ける。

(7) 競争参加資格確認関係書類等の提出期限

令和7年2月10日（月） 12時00分

(8) 入札書の提出期限

令和7年2月10日（月） 12時00分

(9) 開札の日時及び場所

令和7年2月13日（木） 13時30分

本公告2の照会先の住所 関東信越厚生局 会議室

2 照会先

〒330-9713 埼玉県さいたま市中央区新都心1番地1
さいたま市中央区新都心合同庁舎1号館7階
関東信越厚生局 総務課 経理第一係
電話 048-740-0708

3 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和4・5・6年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供等」で「A」、

- 「B」又は「C」等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
 - (5) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
 - (6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
 - (7) その他予決令第 73 条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。

4 入札方法等

(1) 入札方法

入札金額は総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 電子調達システムの利用

原則、本入札は電子調達システムで行う。ただし、電子調達システムにより難しい者は、紙による入札を認める。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争に参加を希望する者は、本公告に示した業務が履行できることを証明する書類を指定する期日までに提出しなければならない。入札者は、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。また、入札に参加を希望する者は、上記証明書類とあわせて暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者その他入札の条件に違反した者が提出した入札書は無効とする。また、入札に参加した者が、(3)の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該入札書は無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

入札説明書の規定に従い入札書を提出した入札者のうち、競争参加資格及び仕様書の要求要件をすべて満たし、契約を履行できると支出負担行為担当官が判断した者であって、当該入札者の入札価格が予決令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約締結の方法

原則、契約書の締結は電子契約によること。ただし、電子契約により難しい場合は、事前に申し出ることにより、紙媒体により契約書の締結を行う。

(8) 手続きにおける交渉の有無

無

(9) その他

詳細は入札説明書及び仕様書による。